



任意後見制度と死後事務委任契約

尾張北部権利擁護支援センター研修 令和5.1.27

講師 松尾健史（愛知県司法書士会・リーガルサポート愛知所属）

法定後見制度との違い

法定後見制度

- 対象者：判断能力が低下している人
⇒認知症、精神障害、知的障害、高次脳機能障害等が要因となっている。
- 根拠法：民法
- 利用方法：家庭裁判所に申立てる
- 効力発生時：家裁の審判確定時
- 後見人等の決定権：家裁

任意後見制度

- 対象者：判断能力がある人
⇒ここにいる皆さん
- 根拠法：任意後見契約に関する法律
- 利用方法：公証役場で契約
- 効力発生時：判断能力が低下した場合（法定後見で言う補助程度）に、本人又は任意後見受任者等が家裁に任意後見監督人選任の申立てをし、その決定がなされたとき
- 任意後見人の選任決定権：委任者

法定後見制度との違い

法定後見制度

- 後見人等の報酬決定権：家裁
- 終了：被後見人等の死亡
判断能力回復
- ※後見人等が死亡した場合
⇒家裁が後任者を選任します。

任意後見制度

- 任意後見人の報酬決定権：委任者
⇒監督人の報酬は家裁
- 終了：契約解除
監督人選任前：自由に解除できます
監督人選任後：家裁の許可必要
- ※任意後見人の死亡
⇒新しく契約を締結する
⇒法定後見への移行

法定後見制度との違い

法定後見制度

- ▶ ○後見人等の権限：民法で規定
- ▶ ○後見人等の監督：家裁
- ▶ ○後見監督人
- ▶ ○後見人等の資格証明
- ▶ ⇒後見登記証明書

任意後見制度

- 任意後見人の権限：契約で決定
⇒代理兼目録（資料参照）
- 任意後見人の監督：任意後見監督人
- 任意後見人の資格証明
- ⇒後見登記証明書

任意後見制度の利用状況

	任意後見契 約 登記件数 (A)	伸び率 前年度比	監督人選任 審判 申立件数 (B)	伸び率 前年度比	B/A
12年度	801	-	51	-	6.43%
13年度	1,106	138%	103	202%	9.3%
14年度	1,801	163%	147	143%	8.2%
15年度	2,521	140%	192	131%	7.6%
16年度	3,805	151%	243	127%	6.4%
17年度	4,904	129%	291	120%	5.9%
18年度	5,610	114%	360	124%	6.4%
19年度	6,733	120%	426	118%	6.3%
20年度	7,095	105%	441	104%	6.2%
21年度	7,809	110%	534	121%	6.8%
22年度	8,904	114%	602	113%	6.8%
23年度	8,289	93%	645	107%	7.8%
24年度	9,091	110%	685	106%	7.5%
25年度	9,219	101%	716	105%	7.8%
26年度	9,791	106%	738	103%	7.5%
27年度	10,704	109%	816	111%	7.6%
28年度	10,616	99%	791	97%	7.5%
29年度	12,045	113%	804	102%	6.7%
30年度	12,559	104%	764	95%	6.1%
31年度	14,102	112%	748	98%	5.3%
2年度	11,717	83%	738	99%	6.3%
3年度	12,285	105%	784	106%	6.4%
合計	171,507		11,619		

任意後見制度の利用促進

第一次成年後見制度利用促進計画



- ▶ (4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
- ▶ ①任意後見等の利用促進
- ▶ ○ 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める

任意後見制度の利用促進

第二次成年後見制度利用促進計画



- ▶ 4 優先して取り組む事項
 - ▶ (1) 任意後見制度の利用促進
 - ▶ ① 基本方針
 - ▶ 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。・なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。・したがって、市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を発揮することになる。
 - ▶ 国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。

任意後見制度の利用促進

第二次成年後見制度利用促進計画

▶ ② 周知・広報等に関する取組

- ▶ 地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努める。地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。・ 地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知を行うことも効果的である。・ 高齢者や身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）の利用をきっかけとして、任意後見制度の周知を行うことも効果的である。・ 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知する必要がある。

任意後見制度の利用促進

第二次成年後見制度利用促進計画

- ▶ ③ 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組
- ▶ 公証人は、任意後見契約締結時等に、その契約内容及び本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- ▶ 専門職団体には、各専門職に対して、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを、周知徹底することが期待される。
- ▶ 権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。なお、必要に応じ、例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が、権利擁護支援チームによる見守りと連携するしくみづくりを地域の実情に応じて行うことも考えられる。

任意後見制度と他の契約の併用



- ▶ ①見守り契約：定期的に面談や電話連絡をする。
- ▶ ②任意財産管理契約：スポット的に代行する。預金の引出し、市役所での手続きなど。
- ▶ ③民事信託：不動産や株式、預金等の財産を受託者に委託し、本人のために利用する。
- ▶ ④死後事務委任契約：葬儀や施設・病院代の支払い、物品の処分
- ▶ ⑤遺言：遺産の引継ぎ

死後事務委任契約とは

- ▶ 本人の死亡後の事務を、特定の人又は法人に委任すること。
- ▶ →本人死亡後の事務とは
 - ▶ ①遺体の引き取り、葬儀、火葬、納骨
 - ▶ ②病院、施設費用の支払い
 - ▶ ③衣類その他生活用品の処分
 - ▶ ④公共料金の支払い
 - ▶ ⑤市役所等への届出⇒ただし、戸籍への死亡届はできない。
 - ▶ ⑥その他（ペットの引き取り、友人らへの通知など）
 - ▶ ⇒保存行為（民法921）と考えられる事務内容

死後事務委任契約ではできない事務

▶ ☆相続人、受遺者等の利害に大きく関係する内容の事務

▶ ①遺言内容に矛盾する財産処分行為 ⇒遺言の撤回？

▶ ②相続人による相続放棄や限定承認を妨げるような行為

▶ ※法定単純承認（民法921）

▶ ⇒相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。

▶ 例えば、債務の支払いも処分とみなされる。

▶ 但し保存行為は除く

▶ ○病院等への支払い ×住宅ローンの支払い

▶ ○生活用品の処分 ×価値の高い自家用車の処分

死後事務委任契約の終了と解除

☆委任契約は、原則として、委任者（又は受任者）の死亡により終了します。

▶ →民法653条

▶ しかし・・・学説上、本条文は任意規定と考えられており、死亡によっても契約は終了しないという特約が可能とされています。

▶ →死後事務委任契約書の中で、委任者の死亡により終了しない旨の規定を設けることで、死後事務委任契約は有効に継続されることとなります。

☆委任契約は、当事者の意思により自由に解除できます。

▶ →民法651条

▶ しかし・・・判例上、解除権行使に制限をすることも認められています。

▶ →相続人からの解除権は、特別な場合を除いて、行使できないものと考えられています。

死後事務で気を付けるべきこととは？

- ▶ ①委任者が死亡した後の事務であるため、委任者の意思を明確に残しておく必要があります。
 - ▶ ⇒契約書以外にも、具体的な指示書を用意することも必要
 - ▶ ・法要の宗派、お寺、法要に呼びたい人、呼びたくない人
 - ▶ ・ペットの引受先、蔵書の寄付先、ピアノの寄付先
- ▶ ②アパートの解約は、相続人の財産権の侵害にあたる？
- ▶ ③パソコン、スマホの処分⇒デジタル遺産の存在に気を付ける。
- ▶ ④相続人、親族等利害関係者の理解